

徳島市未規制事業場排水浄化対策指導要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、水質汚濁防止法及び徳島県生活環境保全条例（以下「法令等」という。）の規定に基づく排水基準の適用を受けない事業場からの排出水の処理について必要な事項を定め、排水処理施設の設置等の促進を図ることにより、公共用水域の水質の保全に資するものである。

(定 義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「未規制事業場」とは、法令等の規定に基づく排水基準を受けないが、事業活動に伴う排水のある事業場をいう。ただし、公共下水道を使用している事業場は除く。
- (2) 「指導排水基準」とは、未規制事業場からの排水にかかる指導値で、別表1に掲げる徳島市行政指導排水基準をいう。

(本市の役割)

第3条 本市は、次の各号に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 未規制事業場に対し、その排水の適正な処理について、その趣旨を十分に理解するよう指導に努めること。
- (2) 未規制事業場に対し、排水の浄化等について適正な指導を行い、排水処理施設の設置の促進に努めること。
- (3) 未規制事業場の排水処理施設の設置効果が十分あがるよう、管理維持の徹底等の指導に努めること。

(未規制事業場の役割)

第4条 未規制事業場は、次の各号に掲げる事項の遵守に努めるものとする。

- (1) 事業活動に伴って発生する汚濁物質は、可能な限り事業所内で回収すること。
- (2) 指導排水基準を上回る排水があると認められるときは、速やかに排水処理施設を設置する等、実態に即した対策を行うこと。
- (3) 排水処理施設の維持管理については、これにあたる責任者を定め、適正な管理を行うこと。

(事前協議)

第5条 未規制事業場のうち別表2に定めるものを新築、増築または改装しようとするものは、あらかじめ排水処理事前協議申請書(別記様式)を市長に提出するものとする。

ただし、法令等の規定に基づく特定事業場及び汚水排出工場等は除く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表1 徳島市行政指導排水基準（第2条第2項関係）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160mg/l（日間平均 120mg/l）
化学的酸素要求量	160mg/l（日間平均 120mg/l）
浮遊物質量	200mg/l（日間平均 150mg/l）
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量（鉱油類含有量）	5mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量（植物油類含有量）	30mg/l

備 考

1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定められたものである。
2. 生物化学的酸素要求量についての排出水の規制基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出水の規制基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

別表2 事前協議対象事業場（第5条関係）

1. 飲食店（食品衛生法施行令（平成15年12月12日政令第511号）第35条第1号に規定するもの。）
2. 喫茶店（食品衛生法施行令第35条第2号に規定するもの。）
3. 惣菜製造店（食品衛生法施行令第35条第32号に規定するもの。）
4. 水産食料品の製造もしくは加工作業場
5. 畜産食料品の製造もしくは加工作業場
6. 自動車整備場